

平成 1 7 年度

第 1 回作手地域審議会

平成 1 8 年 2 月 9 日

新城市民体育館 第 2 会議室

事務局 先ほど開始予定午後3時30分ということでしたが、少し早いようですが始めさせていただきます。はじめに、総合支所長よりあいさつをいただきます。

総合支所長 合同の審議会を終わりました、第1回目の作手の審議会ということになりました。ひとつこれからまた御指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。

あいさつに替えまして、私、自己紹介ということで、事務局の方から紹介がありましたが、改めて自己紹介をいたします。作手総合支所長をしております、小林といたします。よろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、お手元にお配りしました第1回作手地域審議会次第ということで、これに沿っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、(1)で、会長、副会長の選任ということがあるわけですがけれども、今、支所長の自己紹介がありましたので、時間はないんですけれども、皆さんに自己紹介していただいて、顔と何の仕事をやってみえるか、簡単なことで結構ですので言っていたければと思います。申しわけありませんが、こちらの方からよろしくお願ひします。簡単で結構です。

委員(松井富穂) 守義の松井です。作手郵便局長をしております。今回は、局長ということではなくて、村おこし委員会守義DUPTの代表者ということでまいりました。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

委員(斎藤憲生) 私、斎藤です。知っている人は知っている、知らない人は知らないということでございますが、役場の2階の方にあります森林組合の方で仕事をさせていただいております。家の方は、奥の方でございまして、菅沼でございます、そちらの方に住んでおります。

これに何で選ばれたかということ、小澤さんの方から合併協議会委員をやっていたのでやっていただけないかということでございました。よろしくお願ひいたします。

委員(夏目理知子) 夏目理知子です。ふだんは、今は週3日、高校の勤めですし、あとは音楽祭をやらせていただいたり、当市の方に籍を置かせていただいたりしております。

今回は、合併協議会の方の委員をやらせていただいたということで、その経緯を確認していくためということがあってこちらの委員会に出席しました。

委員(矢頭一起) こんにちは。久しぶりにネクタイを締めましたが、黒瀬の矢頭ですが、昔はこうやって、20年も30年も仕事をやったのかなと思いますと、何か感慨深いものがあります。黒瀬の今、今苦勞人でございます。よろしくお願ひいたします。

委員(菊地成行) 現在、商工会の事務局長をしております。住所は、高里。高里の駐在所のある地区ということですがけれども、菊地と申します。

現在、今言いましたように、商工会の事務局長ということですがけれども、実は3月でやめさせていただこうと思ってこれに応募をして選んでいただきましたが、その後、ちょっと状況が変わって、まだやれということですので、今の職をやるようになりましたので、よろしくお願ひいたします。

委員(神谷昌明) 守義に住んでおります、神谷昌明と申します。今は、矢頭君と一緒に、

無職でございまして、農業をうちでやっておりますので、農業というより趣味の園芸といえますか、それを毎日やっております。前に合併協議会委員を務めさせていただいておりましたので、今回、多分そういったことでご推薦をいただいたというふうに思っております。よろしく願いいたします。

委員（筧 和美） こんにちは。筧 和美と申します。私、2年前にこちらの作手の方に来てまして、清岳のタイコヤシキに住んでいます。少しちょっと慣れたなということなんですけれども、ぜひ少しでも作手の地域とか、また、新しく新城になりましたので、少しでも役立てたらなと思ひまして応募しました。

現在、畑を少し、土地を借りまして、畑を耕し、できたら体力のあるうちに森の仕事もしていきたいなと思ひておりますので、またよろしく願ひします。

委員（権田知宏） こんにちは。清岳の権田と申します。清岳には権田がたくさんいるということで、どの権田かわからないかも知れませんが、丸利建設を自営でやっています権田と申します。よろしく願ひいたします。

委員（村田藤子） こんにちは。清岳向山湿原のそばに住んでおります村田です。ちょうどことしで10年になりました。皆さん、お世話になります。もう頭を下げることばかりです。

今回は、応募で女の人が埋没するのではないかと思ひながら、ちょっとでも声を出してみたいなと思ひて応募しました。よろしく願ひします。

委員（加藤公子） 加藤と言ひます。普段はヨコタ博物館に勤めています。あと、図書館活動を長くやっていますので、まちづくり計画の中に何とか日の目を見させてもらいたいなと思ひて応募しました。よろしく願ひします。

事務局 ありがとうございます。紹介がおくれましたけれども、私、この審議会の方を担当させていただきます地域振興課の小澤と申します。よろしく願ひします。

それでは、(1)の会長・副会長選任の方に移らせていただきます。

最終的には、会長・副会長1名ですけども、私がやりましようかと立候補される方がおられましたらお手を挙げていただければと思ひますが、いかがでしょうか。

委員 推薦でもいいですか。

事務局 推薦という声がありましたので、もし、どなたか推薦される方がありましたら。

委員 神谷昌明さんにお願ひをしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

委員 全員一致ということで、快く受けていただきたいと思ひます。よろしく願ひします。

事務局 よろしいでしょうか。

〔「願ひします」と呼ぶ者あり〕

委員（神谷昌明） 本当は、行政に携わっていなかった方にお願ひし、そういう方になっていただひて引張っていただければ一番いいというふうに思ひておりますけれども、一応、ご推薦いただいたということで受けさせていただきます。間に合ひませんが、よろしく願ひいたします。

事務局 それでは副会長の方ですけれども、どうでしょうか。

委員 松井君を推薦いたします。

事務局 推薦でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員（松井富穂） 若輩者ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局 それでは2番以降の次第に入らせていただきます。実際、会長さんが決まりましたので取り回しをお願ひしたいと思ひますが、若干、前段で時間を取りましたので、勝手ですけれども私の方で進めさせていただきますので、すみません、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局 それでは1枚はねていただきまして、作手地域審議会会議傍聴規程ということをお願ひしたいと思ひます。先ほど説明がありましたように、傍聴規程は各審議会ごとに定めるということになっております。また、会議は原則公開となっておりますので、その辺を踏まえて進めさせていただきたいと思ひますので、ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、1ページの一番上、趣旨、第1条でございますけれども、この規定につきましては、地域審議会会議の傍聴について必要な事項を定めるものとするということでございます。

2条の規定につきましては、傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるということで、一応これからの会議につきましては、それぞれの審議会ごとに会議を設けますので、場所としましては、現総合支所、旧役場の2階の第1会議室をメインの会場にしたいと思っております。

それから、第3条につきましては、傍聴人の定員ということで、受付先着10人、ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではないということになっております。

それから、1つ飛びまして、第5条につきましては、傍聴席に入ることができない者のという規定がございます。(1)の「銃器その他危険なものを持っている者」から、(7)の「前各号に定める者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者」につきましては、傍聴席に入ることができませんという規定でございます。

それから、6条の規定につきましては、傍聴人が守るべき事項ということで、(1)から(7)までが掲げてございます。

委員 甚だ勝手ですけれども、ちょっとほかの会議がありまして抜けさせていただきたいと思ひます。申しわけございません、勝手なことを申し上げて。…（委員退席）

事務局 すみません、(7)番の7項目についての規定をしております。

それから第7条、写真、ビデオ等の撮影、録音等の禁止ということで挙げてあります。「傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。」と。その後、「ただし、特に会長の許可を得た者」というのは、これは、イメージとしましては、事前に許可を受けた、例えば報道関係者ですとか、市の広報担当ですとか、そういった者があるかと思ひますけれども、こういった者については傍聴で

きますよという規定であります。

それから一つ飛びまして、第9条、傍聴人の退場ということで、非公開となる場合もあります。傍聴人は会議を公開しないと決定があったときは、たとえ入場されても、退場していただくというような規定になっております。

それから、第10条につきましては、違反に対する措置としまして、違反したときには、「会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。」というような規程がございます。

それから、附則で、この規程については、18年2月9日から施行するとなっておりますので、説明させていただきます。

ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

3ページには、先ほど第4条にありました様式、一般と報道の関係のものの用紙がつけてございます。

[……沈黙……]

ご質問、ご意見がなければ、お認めいただくということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

事務局 ありがとうございます。それでは、原案どおり、この規程をもって地域審議会の傍聴規程とするということでもよろしくお願ひしたいと思います。

それから、次に(3)ですけれども、今後の予定及び進め方ということで挙げてございます。

先ほど会議の中で説明があった件ですけれども、予算的には、18年度の会議開催を6回を予定しております。これはあくまで予定でありますので、また市長の方から諮問のタイミング等があります。それによって数が減ったりふえたり、間隔があいたり狭くなったりということがあるかと思ひますけれども、一応、第2回の作手地域審議会については、3月の議会が終わった後、3月27日の週、本当に最後の週になりますけれども、3月27日が月曜日になります。27・28・29・30・31日までのこの期間のうち、月曜日から水曜日あたりで予定ができたならなど、事務局の勝手なんですけれども、考えております。

それで、市長選任委員さんをお願いするときに若干ご意見いただいたんですけれども、昼間でなくて、夜はできないかという話もございました。勤めもあるし、現実なかなか出れないということもあるから夜でもどうですかという意見をいただきましたので、第1回目この会議ですけれども、皆さんにお諮りして、そういうことも可能かということもお話し合いをしていただければと思ひます。

まず、日を決める場合に、どうですか、夜の開催というのも。ずっと夜というのもあれですし、ケース・バイ・ケースになるかわかりませんが、夜やってもいいという方がございましたら、……特段のご意見も無いようですので、会長、副会長さんにお話を、日程を決めるときにはその辺も考慮してやりたいと思ひますけれども、そういうことでも願ひします。

日にちについては、先ほど言いました、27日から31日の月曜日から金曜日までとい

うことになります。最初の日が、もし、昼間でも夜でもということになれば、早いうちがいいかなというふうに思います。24日が、今の予定だと議会の最終日になると思います。そうすればすべて新年度事業や予算等の説明もできると思いますので、27日、28日あたりにできたらなと思います。その辺はこちらで決めさせていただいてもよろしいですか。

委員 4月1日でもいいですか。

事務局 いいですよ。

委員 それ以外で皆さんの都合はどうでしょうか。

委員 初めから決めてあれば予定が立てやすいといえれば立てやすい。

事務局 予定等を持っていらっしゃる方がおられれば……。

委員 会長さん、副会長さんはどうするかね。

神谷会長 私は特に予定はありません。今のところは夜でも結構です。

松井副会長 夜でもいいし、いつでもいいです。

事務局 28日に保育園の卒園式がありますけれども、関係はないですか。……

それでは、27日の午後1時半でよろしいでしょうか。

委員 1時半ですか。

事務局 もしだめになったら、また早いうちにご通知させていただきますので。

委員 第1会議室だね。

事務局 はい、第1会議室です。また追って通知を差し上げます。

それから内容ですけれども、ここに挙げてあります平成18年度予算における新市まちづくり計画各種事業についての説明、詳しい説明ということで予定はしております。まだ具体的にどういう格好で出させていただくかどうかは未定ですけれども、大筋ではこういうことを考えているということでご理解いただきたいと思います。(3)につきましてはよろしいでしょうか。

委員 今この時期だと、予算案が今議会で計上してあると。

事務局 はい、前の週に決まっている予定ですので。特に問題がなければ。

委員 もし審議が紛糾などしたら、これはもう少し延ばされる可能性はあるわけですね。

事務局 ええ、その可能性もあります。

委員 基本的には、さっき言った基金だか条例だか、ある程度細かく大枠の予算というのはわかってくるわけだね。

事務局 そうです。

委員 大枠の予算がわかってくるので、それをいかに配分するかと。

委員 大体どういうふうだとかははっきりわからないと。

委員 皆さん、そうやって聞いていて想像できたと思うんですが、今まで作手がやっていた、地域固有の事業だとか、そのあたりどうなるのか。うちはもう既にやったような事業が、こういった審議会である程度審議されて出してくれると。また認めてもらえるようになっていくんだというような格好になるとは思いますが、なかなかうちの方では普通の事業、今までの活動的なものであると委員の私は今まだ理解している状況で

すが。

委員 今日、市長が説明で、1%、1,800万円出すということを言っていますが、市長の言うこと本当かなと思ってはおります。

委員 ただ、丸が1個少ないね。1億8,000万くらい出すなら。いや、本当に真面目な話ですよ。全国に誇れる一つの地域審議会がと思えば。

委員 ともかく1,800万円のその出発点はできたということなので……

事務局 よろしいでしょうか。

それでは、すみません、ちょっと先に進みますけれども、(4)のその他に移らせていただきます。

委員の報酬等ということですが、報酬につきましては、先ほどの話がありましたように、日額7,700万円ということで市の条例で規定されておりますので、規定に基づき支払いを行います。

それから、旅費につきましては、申しわけないんですが、片道2キロ未満。支所で開催する場合には、自宅と支所の間が2キロに満たない場合は、申しわけないんですが、支給はできません。2キロ以上で、例えば自家用車で来られる方は実費、片道ですけれどもキロ37円をお支払いします。それから、払う時期については、これは特に本庁はコメントしてないですね。一応、その都度の会合が終わった後に速やかにお支払いするというところでしておきたいと思いますが、新城、鳳来と調整して出すようにします。

一応、うちの方の説明は終わらせていただきますけれども、何かご質問等がございましたら、どんなことでも結構です。先ほどの続きでも結構ですので、ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

委員 この6回というのは、足並み、3地域そろわなければいけないんですか。

事務局 いや、そこまでは限定していません。

委員 答申するにしても全く意見が違うのが出て当たり前というふうに考えているわけだね。そうだね。それでなければ、調整したりしたら、何の意味もなくなっちゃうから。

委員 全部一緒にやるなんていったら、それは意味がない。

委員 一つの諮問に関して、地域性もあるし、いろんな答申というのは当然だということですよ。

委員 会議の回数も6回ということなんですけれど、議論によってはもっと回数が増えることもあるんじゃない。

委員 予算の枠で動こうとするとそうになってしまうと思うので、もうちょっとこう何か、皆さん、そんなに……もっと柔軟にさせていただくといいかなって思うんですけど……。

事務局 それは、議論の中で開催が増えていけば何らかの対策はとるようにしていきます。

委員 こちらも、あんまり報酬、報酬なんて言わなくて、そのためにこの地域審議会自体が、報酬の予算のために機能しなかったら、それこそ大きな問題になる。

事務局 ありがとうございます。

委員 話し合いがその時間帯でできなくても、また来週話し合いましょうよというような

感じでやっていかないとまとまらないと思います。何か、お金のために会議を制約するようなきまりはつくりたくないなと思います。出なければ出ないでもいいじゃん、というふうに皆さんが統一すれば、それはそれで良いと思います。

事務局 手当については、また考えますので。皆さんのご意見の気持ちはしっかりと受けておきます。

委員 本当にこれからすばらしい機能を果たすような地域審議会になっていくことを願っております。

委員 形骸化されたような話がありましたけれども、そうならないように・・・。

委員 そういうような部分を地域審議会のレベルの予算で考えて支出しなさいということか。

委員 先ほど説明のあった1,800万円ですが、新年度予算の中で、その地域では必要としていられるけれども、市のレベルで認めてもらえなかった、それは地域のことで、地域でやりなさいと、市の方の財政から下るされるというようなことがあったら困る。そういうような形で地域審議会予算へ流れては困るが、その部分をこの地域審議会予算の中で払いなさいということか。

事務局 いや、その解釈は違います。きょうの市長のお話だと、団体だとか、個人の学習的なもの、具体的なことはまだわかりませんが、コミュニティだとか、5人だとか10人のグループが行う活動に対して交付するというものなんですよ。

例えば、ブックスタート事業などが新市で予算要求したが、認められなかったので先ほどの補助金でカバーしなさいということではありません。

委員 違いますよね。

事務局 地域の住民活動に対する補助的なものだ。

委員 今までの村おこし交付金みたいな感じの・・・。

事務局 そうです。集落計画だとか、そういうイメージをしていただいた方がいいかと。

委員 一つ提案だけでも、協働という言葉がよく使われているけど、一番危惧することは、市から例えばその団体へ、ポンと金をやるからやってくれと、あとは市は知らんぞというのが、結構今まで見てると、いろんな大きな市がやっている協働のスタイルだね。やっぱり協働というのは本当に市の職員も大変だと思うんだけど、本来の協働というものをもしやるとしたら、お互いが意識を共有して初めて協働ということになる。それがどうも調べていくと、名古屋市なんかはほとんどもう丸投げで、こんなえらいものたまったものじゃないと、各地区からもう反発をくらっていると聞くから、その辺のところをしっかりと踏まえて進めていかないといけないと思います。

事務局 うちの方も、市長を交える支所会議の中で職員の集落担当制度についても議題にしてもらって、一応説明したいということがあって、やっぱり市長もその辺は興味を持っているし、やっぱり行政マンと地域が密着していくことでやっていかないとだめだよと、理解しています。

委員 支所の間がなくなってしまうと、やっぱり各行政区へ張りついて一生懸命やっていくことがなかなかできなくなっていくなということがちょっと危惧されるかな。

委員 その辺はちょっと市長も興味を持っているという話でしたが、やっぱり、今、〇〇さんが言うように、住民自身ではなかなかできない、やっぱり行政マンがついておられると安心して活動もできる。

事務局 ほかにどうでしょうか。きょう、さっきの会議でお渡ししたと思いますけれども、青い冊子があります。住民説明会でお配りしたものですけれども、そこに概要として挙げてあります、新市建設計画というのはどういうものかというのを、次回の会議まで時間がございますので、ちょっと目を通していただいて、これは文章ばかりで何を書いてあるかようわからんなとか、いろんなご質問があろうかと思います。具体的には何をやるんだというようなことになろうかと思いますので、しっかり読んでいただいて、次の会議で意見をいただければと思います。

時間も大分予定より過ぎてしまいましたけれども、特になければここで閉めさせていただきます。よろしいでしょうか。

・・・・・・(「はい」という声あり。)

事務局 どうもありがとうございました。それでは以上を持ちまして、第一回作手地域審議会を終わらせていただきます。ご苦労様でした。